

「市場経済への移行過程における中国農業問題の所在と農業近代化政策」

座間 紘一

一、問題意識

1、中国の改革開放期以後の農業政策、実態（生産力と生産関係）の展開過程とその特質をこれまでの毛沢東型社会主義から、社会主義市場経済への路線の転換とその制度的変化の中に位置づけ、農業・農村社会から工業化・都市化社会へ、ソ連型の自立的計画経済からグローバルな市場経済への移行過程での農業の市場化・近代化の中国的特質とそこでの問題の所在を明確にし、農業近代化政策のあり方を検討する。

2、伝統的封建的官僚国家（家産官僚制）から「集権型社会主義（一党独裁）制度」を経て、家産官僚制の封建的世界帝国から半封建半植民地社会への没落、民族民主革命により政治的自立、冷戦構造の中で、資本主義の成熟した発展段階を経ず、ソ連型社会主義制度へ、ソ連型社会主義の亜種としての毛沢東主義、経済的自立と重工業の基礎は確立するも、蓄積源としての集団農業の破綻、改革開放を通じて市場経済化・対外開放、「社会主義市場経済」へ、改革は農村から都市へと漸次的に市場経済要素の導入、計画と市場の複線制を経て全面的市場経済へ、対外的には封鎖経済から対外開放へ、グローバル資本主義への包摂・融合（WTO 加盟）し、輸出と投資に依拠した長期の経済成長を果たしてきた。

体制論的に言えば、本報告は①基底としての伝統的封建的官僚国家、②反封建・半植民地から発達した資本主義の段階を経ずに一国的自立を目指すソ連型計画経済体制及びその亜種としての毛沢東主義、③上の①②から漸進的市場経済化・対外開放の道を通じて、「社会主義初級段階」、「社会主義市場経済」の「中国の特色を持つ社会主義」へ転換のなかでの、農業・農村・農民の動態的变化の特徴を明らかにしようとする。

3、上の課題を以下の側面から検討する。

- ① 土地家庭請負制のもとでの農村の土地所有・利用制度の変化とその特質
- ② 都市農村二元制度下での農民（農業戸籍者）の身分制度上の変化とその特質
- ③ 上との関わりで農村労働力流動化、出稼ぎ、商品化=農民工の動向とその特質
- ④ 「基層政府」（権・郷鎮）と「基層財政」の制度や役割の変化
- ⑤ 農業の産業化と農産物流通の変化
- ⑥ 農村産業構造の変化と「社会主義新農村建設」、「都市農村発展の統一計画」「農村総合政策」などの農業近代化政策の持つ歴史的役割

二、中国農業の現状と問題点

1、農業生産の到達点

- ①主要農産物人口1人当たり生産量(kg/人)(1978、2011年、1978=1)
食糧 318.7→425.2(1.33)、綿花 2.3→4.9(2.13)、油料 5.5→24.6(4.47)、

糖料 24.9→93.2(3.74)、果実 6.9→169.5(24.57)、水産物 4.9→41.7(13.52)
 豚肉・羊肉 9.05→45.34(5.01)、茶葉 0.28→1.21(4.32)

②主要農産物単位面積当たり生産量(kg/ha)(1978、2011年、1978=1)

穀物 4206(1991年)→5707(1.36)、綿花 445→1308(2.94)、落花生 1344→3502(2.61)
 菜種 718→1827(2.54)、さとうきび 38496→66483(1.73)、甜菜 8166→47361(5.80)

③農村住民家庭1人当たり平均主要農産物販売量(kg/人)(1985,2011年、1985=1)

食糧 123.5→481.5(3.90)、綿花 4.13→19.91(4.82)、油料 14.37→16.88(1.17)
 蔬菜 53.76→174.52(3.25)、果実 6.78→60.82(8.97)、豚肉 16.27→29.76(1.83)
 羊肉 0.57→2.99(5.25)、牛肉 0.52→3.40(6.54)、牛乳 1.02→10.42(10.22)
 水産物 1.74→9.14(5.25)

2、国民経済での農業の位置

①GDPと就業人口構成比(1次、2次、3次産業)、都市農村人口比率

	GDP			就業人口			都市農村人口	
	1次	2次	3次	1次	2次	3次	都市	農村
1978	28.2	47.9	23.9	70.5	17.3	12.2	17.9	82.1
1990	27.1	41.3	31.5	60.1	21.4	18.5	26.4	73.6
2000	15.1	45.9	39.0	50.3	22.5	27.5	36.2	63.8
2010	10.1	46.7	46.8	36.7	28.7	34.6	49.9	50.1
2011	10.0	46.6	43.4	34.8	29.6	35.7	51.3	48.7

産業別GDPでは1次産業は1割台、就業人口は3割台、農村居住人口は5割弱。農業の生産力の低さと都市化の低水準

3、就業先の多様化と農村から労働力の流出

①市農村別業種別就業人口比(都市・農村別%)

	都市				農村		
	国有単位	集団単位	私営企業	外商単位	個体企業	私営企業	個体企業
1978	78.3	21.5			0.2		
1990	60.7	20.8		0.4	3.6	0.2	3.1
2000	35.0	6.5	5.5	1.4	9.2	2.3	6.0
2005	22.9	2.9	12.2	2.4	9.8	5.1	4.6
2010	8.8	1.7	17.5	3.0	12.9	8.1	6.1

②農民工(2011年)

農民工総数 25278万人

他出就業半年以上の農村労働力 15863万人(62.8%)、大部分は20~40歳の青年

地元農民工 9415万人(37.2%)

出所:国家統計局『2011年我国農民工調査監測報告』(单菁菁『中国農民工市民化研究』社会科学文献出版社 2112.11 19pより再引)

4、都市農村の所得格差

都市農村住民の所得格差をみると、1978年から1985年までは縮小するが(2.57倍→1.86倍)、

以後開き始め、2002年より3倍台に入り、2007～2009年は3.3倍台で最高になる。以後、2010年は3.23倍、2011年は3.13倍と若干の低下傾向を見せる。経済成長率は1979～2011年は年平均9.9%、1991～2011年は10.4%、2001～2011年は10.4%であり、この間の第一次、第二次、第三次産業のGDPの伸びをみると、第一次が4.6、4.0、4.2、第二次が11.4、12.4、11.3であり、第三次が10.9、10.6、11.0であるから、経済成長が速まるとともに所得格差が開いたことになる。

5、土地所有権の商品化と地方財政の土地所有権売却利益への依存の高まり

1994年の分税制改革以後、県郷級基層政府の財政難、小都市や農村地域の教育、衛生、道路、家屋、電力、水道といったインフラ整備など行政事務の拡大を、「三提五統」、「三乱」といった住民からの税や費用、手数料の取り立てによって賄う風潮が活発化した。2000年代からの税費改革、農業税の徴収免除、農村地域での義務教育費免除により、新たな財源として土地所有権売却利益が浮上した。

三、政策的推移：市場経済への移行と農村経済制度の転換過程

1、改革開放前

中国の工業化（＝原始的蓄積過程）は国有と人民公社という所有の国有制と集団所有制、行政指令型の計画体制によって行われた。都市と農村は分断され、農民は人民公社に、都市住民は「単位」に縛り付けられ、職業選択や移動の自由は大きく損なわれた。人民公社はアウタルキー的自給体制を強いられ、流通統制（「統一買い付け統一販売」）によりシェーレを通じて強蓄積が図られた。都市の「単位」社会では企業、事業隊単位で人々は低水準ではあるが「ゆりかごから墓場まで」が保障されたが、農村では人民公社単位での自給が求められた。

戸籍制度による農業戸籍と非農業戸籍、都市と農村の分断と二元制度のもとで、人民公社制度とは流通統制を通じた強蓄積源であるとともにアウタルキー自給、集団所有と集団生産の体制であった。

人民公社は「政社合一」で政治によって統合され、行政指令計画執行メカニズムの一器官となり、人びとは加入脱退の自由はない。「三級所有制」のもとで、人は生産隊＝村＝土地に縛り付けられた非人格的存在（移動の自由、職業選択の自由、私有財産はない）、何をどう作るのかという生産の決定権はない。生産物をどう処分するのかという処分権もない。

その場合、集団農業は強蓄積＝収奪故に解体したのか、そもそも集団農業は個人経営に比べて高い生産性を持たないが故に解体したのかという問題がある。集団所有、集団労働制度では農業は個人経営（家族所有と家族労働）よりも優位性を持つかは疑問。機械制大工業のような分業と協業の利益が発生しにくい。まして手労働・畜力段階での集団経営はマニファクチャーのような生産力優位性を持たない。各作業の規範化と作業の客観的評価が難しい、労働投入量と成果が必ずしも直結しない。労働生産性：生産隊の集団経営は個人副業経営の7分の1。

2、多様な請負制と土地経営請負制への整備、郷鎮企業の勃興

①「包干到戸」：「国家に納め、集団に留保し、残りは自分のもの」。国家への税とモノや労働での集団への納入ノルマを前提として、生産のさまざまレベルでの決定（何を栽培するか、どのように栽培するか、どのような作業をするか）を家族単位にする、生産をめぐる決

定権の全部ないし一部が家族に移る。自家労働力の就業権、生産物（モノ）の処分権も次第に家族に移る。農村集市、輸送販売、自由市場、過剰労働力の稼働化：家庭副業、郷鎮企業、労働力の外流、個人経営、私的経営の出現、農民企業家

家庭連産承包制の過渡的性格：土地利用の二重の性格（生存の最低条件、豊かになる基礎）、組＝自然村単位、戸籍に基づく利用権、人口変動による土地調整、家族人口の変動による土地調整なし、請負期間 15 年から 30 年へ、更新による永久利用へ、土地利用権：「転包」から貸し出し、譲渡へ、土地利用権の物権化

②郷鎮企業の勃興：起源は人民公社の「社隊企業」+農村の個人企業、私営企業、主として郷や村の村が変え企業。過渡的性格=集団企業の装いをした企業から、地方政府経営企業、株式合作制企業と私営・個人企業へ。所有：当該郷や村の枠内の企業から広域的企業へ、兼併、労働力；当地の過剰労働力の吸収から広域的募集へ、

3、「三農」問題の顕在化と「都市農村一体化」へ

①都市農村所得格差の拡大と「三農」問題

「農業生産は GDP の 1 割、農業就業人口は全就業人口の 3 割、農村人口は全人口の 5 割の構造」＝都市化・非農業への就業の立ち遅れ、農村の貧困＝低賃金構造と狭い国内市場。立ち遅れた資源浪費型産業構造と輸出依存

②都市農村の二元構造の打破＝「都市農村一体化」

「工業が農業を哺育し、都市が農村を支持する」、「工業が農業を支持し、都市が農村を引っ張る」、「都市農村を統一的に計画し発展させる」、「新農村建設」、「調和社会」の建設。ヒト、カネ、モノ、土地、財政金融のすべてで都市と農村の二元的構造を打破することが課題に。これまでの経済成長の過程は一面では市場化に「二元構造」をとりこみ、「二元構造」を利用したもの。農村を豊かにする鍵＝労働力のスムーズな流出とそのための条件設定+農業の近代化と農村経済の多角化

四、「都市農村二元構造」から「都市農村一体化」への移行過程の諸側面

1、土地家庭請負制のもとでの農村の土地所有・利用制度の変化とその特質

①土地請負経営権

イ、債権から物権へ：15 年不変、「大安定、小調整」（1984）、30 年不変、「人が増えても土地は増えず、人が減っても土地は減らない」（1993）、請負期間満了後、30 年再延長（1998）、物権化（2002）、永久不変（2008）、権利確定証書発行＝登記試点開始（2009）、土地請負管理仕事の整備＝「請負地片、面積、契約、証書の 4 つを農家に」、農村土地請負経営権登記試点範囲を拡大、18 億畝の耕地保護のレッドラインを設定（2010）

ロ、土地請負経営権の流転：集団の統一配分・集団の同意を得ての「転包」、売買・賃貸、宅基地の非農業用地転用は不可（1984）、土地集団所有と土地用途を不変の前提下、請負に出す側の同意を経て、土地の使用権の法による譲渡を許す、条件のあるところでの適度規模経営実行可（1993）、土地使用権の合理的流転は自願、有償原則で、自願の基礎の上での多種形式の土地適度規模経営の発展（1998）、「反租倒包」（郷鎮政府・村級組織が農家の請負地を賃貸し、転貸する）の禁止（2001）。法により転包、出租、互換、転讓、その他の方式での流通可（2002）、土地請負経営権流通市場の設置、土地請負経営権流通を規範化（2008）。基本政策枠組み＝前提：土

地請負関係の安定、主体：請負農家、基礎：農村土地権限確定・登記・証書発行、保障：土地請負経営権市場の設置、健全化、原則：法による、自願、有償、形式：転包、出租、互換、転讓、株式合作、デッドライン：土地農村集団所有、土地用途を変えず、農民の土地請負経営権を害さない。

ハ、集団財産権（2009年末、全国農村集団資産総額は1.6兆元、各村平均270余万元。他に大量の「四荒地」、機動地など）。株式合作制＝清産核資、資産量化、株権設置、株権画定、株権管理。1980年代末から試点開始、2007年農業部が総括、農村集団経済組織財産権制度改革の推進(2010中央1号文件)

②土地利用権取引と市場化

イ、 国家建設用地使用権は流通できるが、集団建設用地使用権流通には厳格な制限。

1998年以前は農村集団建設用地の市場参入は比較的緩やか（1986年6月通過した『土地管理法』は集団建設用地の審査批准件は県郷二級に賦与）。1998修正『土地管理法』：国有建設用地のみ使用権流通でき、集団建設用地は国家が収用し、土地一級市場に入る。農地の非農地化（＝建設用地）抑制強化＝「もっとも厳格な土地管理制度」＝農用地を建設用地に転ずるには必ず土地利用総合計画、都市総合計画、村落と集鎮計画に符合し、土地年度利用計画に組み入れ、法により農用地転用審査批准手続きを処理（2004以後手続きの厳格化）、2008.10～集団建設用地市場参入の道。「一步一步都市農村統一の建設用地市場を打ち立て、法により取得した農村集団経営性建設用地に対しては、統一有形の土地市場を通じて、公開で規範的な方式で土地使用権を転讓しなければならず、計画に符合する前提の下で国有土地と平等な權益を共有する」

ロ、 農村宅基地(＝集団建設用地)：生産隊所有＝出租、売買不可（1962～1982）、決められた用途の下での使用権、面積は規定された用地限度額、他出社員が帰郷した場合は申請、審査批准を経る、家屋を出租、売買したものは再度宅基地を申請できず（1982）、農村住民が住宅建設に使用するのはもとの宅基地と村内の遊休地、耕地を使用するには郷級人民政府の審査批准(1986土地管理法)、所有権は農民集団、村民は使用権を持つ、都市住民は農村集団土地を使用するの住宅建設は不可(1997)、農民の住宅売買、都市住民の農村集団土地での住宅建設は不可(1999)、都市住民の農村での宅基地購入禁止(2004)農村1戸1宅政策を厳格に執行する(2008)

現行の農村宅基地制度の主な特徴は；「1宅2制、建物と土地分離；無償使用、長期不変の政府管理統制、流通を許さず；福利を強調、財産権を軽視」。

2、都市農村二元制度下での農民（農業戸籍者）の身分制度上の変化とその特質

農民が自前で口糧を手当てし集鎮（县城関鎮を含まず）に定住するのを許す＝「集鎮自前口糧戸」（1984）、非戸籍地で暫住する権利＝都市に入るには申請して『暫住証』をもらう(1985)、小城鎮、経済特区、経済開発区、ハイテクニューテク産業開発区では当地で有効な都市戸籍制度を実行し、都市で安定した住所と職業を持ち、且つ都市で定住を要求する農村人口に対して、彼らがブルースタンプの戸籍の形式で都市の戸籍に入ることを許し、「非農業人口」に統計し、都市常住戸籍と同等な待遇を享受させる＝「当地で有効な都市住民戸籍」の戸籍簿印鑑＝「青色印鑑戸籍」（1992）、1993年に全国で食糧食油価格が開放され、食糧切符の流通が停止され、戸籍と食糧食油リンクの歴史は終わる。1997年『小城鎮戸籍制度改革試点』開始、小城鎮で合法的で安定した非農職業についているか或いは既に安定した生活源を持つもので、居住が既に満2年以上などの者を小城鎮で既に合法的で安定した非農職業についているか或いは既に安

定した生活源を持つもので、居住が既に満2年小城镇で既に合法的で安定した非農職業についているか或いは既に安定した生活源を持つもので、居住が既に満2年以上などの条件をもつものに都市常住人口を与える。配偶者、子女の同居と戸籍上の処理(1988)、小城镇戸籍管理制度改革=県級市の市区、人民政府所在地の鎮及び県以下の小城镇で合法的な固定した住所、安定した職業或いは生活源を持つ農民は、等しく本人の希望に基づいて都市戸籍に転ずることができる(2000)。以後、小城镇から都市一般に拡大、しかし「合法的な固定住所、安定した職業あるいは生活源」が条件。

都市農村統一の戸籍管理制度構築の提案、都市の側から上の2条件を整備していく(2008)

今日の到達点として、戸籍管理制度改革の推進を当地の経済社会発展水準と都市総合担当能力、特に就業受け入れ、社会保障提供能力を十分に考慮しつつ、中小都市と小城镇の条件を緩和する、農民の土地権益保障は維持しつつ進めようとしている(2011)

3、農村労働力流動化、出稼ぎ=農民工の動向とその特質

当初は厳しく制限：1981年12月、国務院『国務院の農村労働力が都市に入って仕事をする事、農業人口が非農業人口に転ずる事を厳格に制限することに關する通知』

1984～自分で口糧を手当てすれば小城镇に入れるようになる。1984年1月、中共中央は『1984年の農村耕作に關する通知』を發し、1984年10月、国務院は『農民が集鎮に入って定住する問題に關する通知』、1985年1月『中共中央、国務院の農村經濟をいっそう活発にすることに關する10項目の政策』：農民が都市に入り、商業、サービス業に従事することを認める。1984年2月『国務院の合作商業と個人の農副産物輸送販売の若干の問題に關する規定』、『国務院の農民個人或いは連戸が機動車船とトラクターを購入して運輸業を經營することに關する若干の規定』、1986年7月『国营企業が労働者を募集採用する暫行規定』、1988年『労働部、国務院貧困地区經濟開發指導小組の貧困地区労働力資源開發工作強化に關する通知』：農村過剰労働力が交通運輸サービス産業に従事するのを支持、激励し、農民が都市(町)に入って定住し、市と町で就業するのを許し、特に大いに貧困地区を組織し勞務輸出し、貧困地区労働力資源開發を促した。

1989～1994年：民工潮の衝撃段階。都市經濟發展の加速と都市住民生活水準の普段の向上、食糧定量供給制度を取り消し、暫住戸籍制度設置、1980年代中期以後の農村の不景氣、郷鎮企業の資本集約度の高まり、雇用吸収力の低下、前に農村を出て都市に入った出稼ぎ農民が率先して豊かになる垂範効果などで1989年、大規模な「民工潮」が初めて爆發し、この後、1989～1993年毎年25%前後増加し、1994年と1995年は毎年13%近く増加した。

1990年代には 流入先が広東、江蘇、浙江、上海、福建に集中、流出地は經濟の遅れた地域 四川、安徽、湖南、江西、河南から、外出就業の多くの農民は大中都市に入り、しかし相当部分は發達した地区の小城镇と郷鎮企業に入る。産業別では95%以上の農村他出労働力は非農業、5%未満が他の土地で農業に従事。他出農民が東、中、西部地区に入る割合は6:3:1で、大中都市、小市町(県級の市も含む)、農村の割合は4:4:2。全国的には、他出就業は農村労働力の約13%前後を占め、市か市中西部地区では安徽、湖南、江西などの省のいくらかの地、県は農村総労働力の20～30%を占める。1995年以後：比較的安定的で、秩序ある大規模流動に移る。

21世紀に入って、国家の都市での農民工の就業に対する積極的対応、農民の都市に入っ

障、戸籍、教育、住宅、小城镇建設などを含め、農民工の合法的權益の擁護。国家計画委：農民工から徴収する暫住費、暫住人口管理費、計画生育管理費、都市増容費、労働調節費、外地務工取次ぎ販売人員管理サービス費と外地建築企業管理費の取り消し(2001)、賃金の遅配欠配、劣悪な労働環境、職業病、労働災害の頻発などの突出した問題の解決に注力(2003)、「真剣に『労働法』を貫徹し、きちんと農民工の合法的權益を擁護する」特定項目検査活動を組織展開(2004)、2006年3月、国務院は『農民工問題の解決に関する若干の意見』：農民工の労働管理問題、就業サービスと訓練、社会保障、関連する公共サービスの提供、權益擁護の保障メカニズム、現地・近接地での就業促進、農民工の工作に対する指導の強化と改善を提起。その後、都市農村一体化の枠組みで農民工問題の解決を図る政策に展開した。即ち、中国の現代化は農民工の工業化と都市化である。中国農民の移転の主な道は農民工である。それ故、農民工問題は中国の現代化過程で特殊な歴史的地位を持ち、農民の移転就業、農民の増収、農業農村の発展に関係するだけでなく、工業化、都市化、都市農村一体化の発展にも関係し、中国現代化の順調な発展にも関係するとする。

4、「基層政府」(権・郷鎮)と「基層財政」の制度や役割の変化

「政社分離」による郷鎮政府と郷鎮財政の樹立。財政は「包干」制度。郷鎮政府は次第に政府職能を整備、機構と人員は次第に拡大、日常運営の費用が増大。上級の下級に対する支出基数は固定的、支出の増大は三提五統、「両工」などの形式で赤字を農民に転嫁＝農民負担の増大。

分税制改革による農民負担加重へ。中央財政収入/全国財政総収入：1993年22%、1994年55.7%。地方財政の自給能力：1993年以前90%以上、1994年以後60%前後、分税制下での県級財政：収入の中の75%の国税は中央に上納、25%は地方に返還。地方税は100%県財政へ。収入の中の75%の国税は中央に上納、25%は地方に返還。地方税は100%県財政へ。1979~1999年までは県と郷の間では従来の「包干制」(一般には県3郷7の割合)で「挟み撃ち」、県の解決策は県と郷の間で税種により収入区分。郷鎮級は転嫁すべき下級機関をもたない。1990年代中後期から郷鎮財政運営困難。郷鎮政府：農民負担を増やし、支出不足を農民に転嫁。1990年代中後期以後から、全国で農民の非経常的負担(制度外收費、体制外收費)の急速な膨張が出現した。農民：農業税、「三提五統」、「両工」以外に農村修路、弃学など公共支出 農民負担は経常的負担＝農業税、「三提五統」、「両工」、各種行政事業費、政府基金、費用徴収)と非経常的負担＝制度外負担＝「三乱」=乱收費、乱収資、乱罰款。

農村稅費改革と農業税取り消し：「三つの取り消し、二つの調整、一つの一步一步取り消しと一つの改革」：郷統籌、農村教育集資など専ら農民から徴収する行政事業費用と政府基金、集資の取り消し；屠殺税とりけし；統一規定の労働蓄積工、義務工取り消し；農業税と農業特産税政策調整；村提留徴収使用方法改革。4つの付帯措置：農村收費管理、郷鎮機構と人員の簡素化、郷財政管理体制改革と整備、農民負担を健全にする監督メカニズム建設(2000.3)。農業税率引き下げ、農業特産税撤廃(タバコの葉を除く)(2004)、2006.1.1から農業税撤廃。成果：農民負担の軽減、非経常的負担の撲滅、基層政府の機構改革促進、負担加重から「公共財政供給不足」、公共財とサービス不足＝農村の生産・生活インフラ投入不足、教育・医療衛生・生活保障投入の不足、都市農村の格差拡大、国家と農民の関係：「少なく取る」→「取らない」→「与える」へ。

農村公共財不足の原因：都市農村二元的公共財政＝、農村公共財の供給は政府の一般財政予

算体系に組み込まれず（予算内の財政の支農資金は実際には主に機構の運営と人員の支出に）、農民は税費の形式で農村公共財供給の主な支出責任を担っていた。税費改革で公共財供給の資金源なし。郷鎮政府は運営困難。

「公共財政が農村をカバー」を提起(2004)。「十五」期間、中央財政が「三農」に用いる資金は11300余億元に達し、平均増加幅は17%に。「十一五」期間、中央財政が「三農」に用いる投入は持続的に増加し、2006年3517億元、2007年4138億元、2008年5955.5億元、2009年7253.1億元、2010年8579.7億元に達し、中央財政の支農投入は年々最高になった。ここには作物良種補填・農機具購入補填・牧畜良種補填、農地水利建設支持、農業近代化支持、生態資源保護建設支持、扶貧開発、減災防災支持などが含まれる。

この間、工業化と都市化の拡大の中で、都市建設と不動産開発が活発化し、国有建設用地使用権の独占的譲渡価格と農村の集団所有の土地の収用による都市建設用地への転換による収用補償価格差を利用した「土地財政問題」が顕在化し、他方、行財政のあり方としてはこの間「省直管県」（省級が直接県級の財政を管理）、「郷財県管郷用」という地方政府間財政の短縮化・スリム化と上級の直接管理、郷の独自の徴税機構を撤廃し、郷鎮級の県級の出先機関化がすすめられている。

5、農業の産業化と農産物流通の変化

- ① 多種経営の発展
- ② 農村非農業の発展 郷鎮企業、私営・個人企業
- ③ 農業産業化と適度規模経営 「竜頭企業」+農民專業合作社、「竜頭企業」+農家の垂直統合
- ④ 農産物流通の市場化(略)

6、「社会主義新農村建設」、「都市農村発展の統一計画」「農村総合改革」などの農業近代化政策の持つ歴史的役割

- ① 「三農」問題の提起と「都市農村二元構造」から「都市農村一体化」解決、「調和社会」の構築へ
- ② 「社会主義新農村建設」から「農村総合改革」の提起へ
「社会主義新農村」＝「生産は発展し、生活は豊かでゆとりがあり、村の気風は文明的で、村容は整い清潔で、管理は民主的である」
建設の概要：産業的支柱としての現代農業建設、経済的基礎としての農民所得の持続的増加、物質的条件としての農村インフラ建設、社会事業の発展により主体としての農民の資質や能力の向上、体制的保障としての農村改革の全面深化、統治メカニズムとしての民主政治、推進のための党の指導と全社会の支持、
「農村総合改革」＝社会主義新農村建設のための体制的、財政的保障の提供
当面の重点：郷鎮機構改革、農村教育改革、県郷財政管理制度改革

七、展望に関わって

1、工業化と都市化によるスムーズな農村過剰労働力の受け入れ条件を作り出すには pull の側で雇用の場の確保と賃金や労働条件の改善、生活条件としての住宅、教育、医療衛生、失業

や老後の保障が整備される必要がある。企業の雇用条件の改善とともに、地方政府の役割と公共財政が整備されなければならない。Push の側の農村では農村の就業と生活条件を向上させ、労働力流出の最低条件を引き上げることが必要である。両者の「ギャップ」が大きければ大きいほど、流出の摩擦は大きくなる。都市農村の統一的計画的発展による都市農村の一体化の手立てと段取りの中で「ギャップ」の制度的、実態的性格を明確にし、政策を打ち出す必要がある。

2、一言に都市と農村と言っても、都市にも大・中・小都市、東部沿海・中西部では経済発展度が大きく異なり、就業と生活条件に大きな格差が存在する。農村も同じで、東部大都市周辺の農村から、中西部辺境純農村地域まで極めて大きな格差が存在する。「安定した所得と就業、合法的居住」の2条件は地域によって異なる。中央財政による補助や移転支出を通じて引き上げられる最低条件は限られている。都市農村の一体化は長期的に段階的に進められざるを得ない。

3、地方政府と公共財政が重要な役割を果たすが、県郷基層財政が極めて弱く、「飯を食う財政」（公務員の給与支給で手いっぱい）、工業化や都市化地帯では「土地財政」に頼り、県級に対する省級の財政管理の強化、郷鎮政府の県級の出先機関化と言った上からの近代化、合理化がすすめられ、基層政府の自治機能が弱められている。

4、「土地財政」のあり方を巡っては、建設用地使用权の売買市場を整備し、集団の市場への直接参入の道が開かれようとしているが、こうして豊かになれる地域は全農村の5%から、多くても10%と言われる。賀雪峰などは地方政府の独占的販売による収益を公的に活用することの積極的意味を強調している（自己労働に基づかない剰余の社会化と公的使用）。ここでは農村の集団的土地所有とはそもそも何かが問題になる。

5、農村での生存の基礎としての経営請負制から土地経営請負制での土地使用权の物権化への進展は、土地使用权売買=商品化への制度的前提であるが、それは農業的土地利用を前提とするものであり、売買のための土地収用補償は耕作収入を基礎とする方が理にかなっているが、生存権保障と農外利用による土地使用価格の上昇が絡むと問題が複雑になる。「失地農民」や土地収用をめぐる「集団紛争」の性格は複雑である。賀雪峰は農村集団の土地市場権市場への直接参入は都市近郊地域の農民の寄食集団化を促すと述べている。

6、土地経営請負制は「統分結合の二層経営体制」として集団の統一と家庭分散経営の統合がその社会主義的性格の根拠とされた。以後、「統」の意味が弱まり、集団的土地所有と土地使用权が切り離されたとき、土地経営請負制の家族経営の性格をいかにとらえたらよいのかが問題となる。

7、農業の現代化、適度規模経営をめぐっては「竜頭企業」や「農民專業合作社」の役割が強調されているが、「竜頭企業」のもとでの垂直統合（「農工商連合」）での農民の主体性の有無と企業の主導性如何で、この統合は上からの資本主義的統合にならないかという危惧があり、「農民專業合作社」については加入資格の多様性と「社区」（=地域）的性格が問題になる。

8、中国の「社会主義初級段階」のもとで、「中国の特色をもつ社会主義」の道としての「社会主義市場経済」とは、都留重人が言うように、混合経済体制のもとで、基本的には資本主義的な利潤追求原則によって貫かれた私的企業が経済の基本的担い手であり、大きな活動分野を持つ。企業の経済活動の過程で生まれる資本の純所得を社会化していこうという構想である。中央や地方政府は財政を通じて利潤を吸い上げ、基礎的衣食住、教育、医療などが必要に応じて与えられる分配体制の実現しようとする。従って、国家のマクロコントロールが重要な役割を果たし、展開の過程では動的で質的变化を含む。今日「国進民退」、政府の「土地、資金」独占的支配、国家権力の干渉とレント・シーキング、汚職腐敗の蔓延が叫ばれ、中国は党・政・企の癒着と既得権階層の形成によって「権貴資本主義」（クローニー資本主義）（呉敬璉）、「国家資本主義」（林毅夫、加藤弘之、他）、「官製資本主義」（呉軍華）になったという評価が一般的である。他方で、政治社会改革の緊急性が叫ばれている。党政企癒着と既得権益階層の形成を前提として既成事実として中国社会を見ることには疑問を持つ。しかし、いずれにしても党の社会主義への推進力と主導性だけではこの問題は解決せず、基本的人権に基づく市民意識と国民主権の形成は、分断された国民から流動的市民社会形成、都市農村の一体化とともに緊急の課題であるといえる。

以上

参考文献

- 1、王先明著『走近鄉村—20世紀以来中国郷發展論争の歴史追索』山西人民出版社 2012.7
- 2、賀雪峰『地権的邏輯Ⅱ 地権変革の真相与誤謬』東方出版社 2013.6
- 3、呉敬璉（王編）青木昌彦監訳 日野正子訳『現代中国の経済改革』NTT出版 2007.3
- 4、韓俊主編『調査中国農村（上）』中国發展出版社 2009.4
- 5、郭曉鳴等著『統籌城郷發展与農村土地流轉制度变革—基于成都「試驗区」的実証研究』科学出版社 2012.7
- 6、韓立達 李勇 韓冬『農村土地制度改革研究』中国經濟出版社 2011.11
- 7、宋洪遠等編著『「十一五」時期農業和農業政策回顧与評価』中国農業出版社 2010.10
- 8、張英洪等著『認真对待農民權利』中国社会出版社 2011.9
- 9、陳錫文 超陽 羅丹著『中国農村改革 30年回顧与展望』人民出版社 2008.12
- 10、陳錫文 超陽 陳劍波 羅丹著『中国農村變遷 60年』人民出版社 2009.10
- 11、農村綠皮書『中国農村經濟形勢分析与預測（2012~2013）』中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調查司著 社会科学文献出版社 2013.4
- 12、容志著『土地調控中的中央与地方博弈—政策變遷的政治經濟学分析』中国社会科学出版社 2010.4
- 13、賴涪林『過剩人口与農村土地制度變遷—基於「過密化」与全球化視角的歷史反思』立信會計出版社 2010.12
- 14、李劍閣主編『中国新農村建設調查』上海遠東出版社 2007.4
- 15、劉守英 周飛舟 邵挺著『土地制度改革与轉變發展方式』中国發展出版社 2012.9